

TCFD提言への取り組み(気候変動に対する対応)



気候変動に代表される環境課題は、当会において重要な経営課題であると同時に持続的な企業価値の向上に繋がる機会であると認識し、環境負荷軽減や農業・地域の環境保全・貢献活動に取り組むほか、サステナブル・ファイナンスの実践を通じて、脱炭素社会の実現に向けた環境課題の解決に資する投融資に取り組んでおります。

その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFD※の提言を踏まえた開示内容の充実を図っていくとともに、農業・地域の円滑な脱炭素社会への移行に向けて取り組んでいきます。

※TaskForceonClimaterelatedFinancialDisclosures(気候関連財務情報開示タスクフォース)

- ・主要国の中央銀行や金融監督当局などが参加する金融安定理事会(FSB)により設立されたタスクフォース
- ・投資家への適切な情報提供を目的に、気候関連財務情報の開示を企業に促している

1. ガバナンス

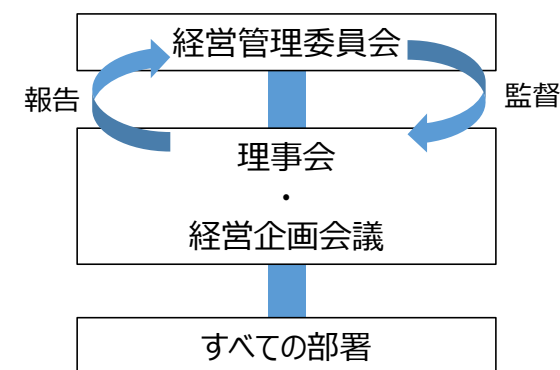
- 当会は、農業・地域の持続的な成長・発展に寄与する組織として、『Agrigional Coordinator(アグリジョナル・コーディネーター)～「つなぐ」力で農業・地域の輪を「ひろげる」～』というパーパス(存在意義)を掲げ、このパーパスを起点とした「サステナブル経営」を展開しています。
- 具体的には、当会のパーパス(存在意義)をステークホルダーの皆さまから信認いただくために、当会が向き合うべき重要課題(マテリアリティ)を定義しています。
- そして、この重要課題を解決していく過程の中で、当会が中長期的にどのような姿になっているべきか(ビジョン)を設定するとともに、ビジョン達成に向けた具体的な事業戦略(ストラテジー)を中期経営計画で明らかにし、様々な事業活動を通じて、経済的価値と社会・環境価値を創出しています。
- 当会は、このパーパスを起点とした「サステナブル経営」の枠組みにおいて、気候変動を含む環境・社会課題を経営上の重要事項として捉えており、経営戦略やリスク管理に随時反映させるため、「[サステナビリティ基本方針](#)」を制定しています。
- 当会のサステナビリティへの対応については、「サステナビリティ基本方針」を踏まえ、中期経営計画や単年度事業計画において具体的な取組方向と実践事項を定めています。
- また、その進捗状況等については、理事会及び経営企画会議にて定期的に協議し、重要な事項等は経営管理委員会に報告する体制を構築しています。

※ 経営企画会議は、当会の業務運営に関する重要事項を検討・協議する機関で、理事長を議長とし、理事及び部長で構成しています。

※ 理事会は、当会の業務執行を決定する機関で、理事長を議長とし、理事及び監事で構成しています。

※ 経営管理委員会は、当会の業務執行に関する重要事項を決定する機関で、経営管理委員会会長を議長とし、経営管理委員・理事・監事で構成しています。

【サステナブル経営推進体制】



2. 戦略

- 当会では、短期(5年)、中期(10年)、長期(30年)の時間軸で、2°C(政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合)・4°C(政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合)シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下の通り認識しています。

	内容	時間軸
移行 リスク	■ GHG排出に関する規制の強化、炭素税導入等により、事業活動や財務に影響を受けるお客さまに対する信用リスクの増加	中期～長期
	■ 既存の製品・サービスが低炭素のものに置き換わることや、消費者の嗜好が変化することで、既存商品・サービスの需要減少により、事業活動や財務に影響を受けるお客さまに対する信用リスクの増加	
	■ 気候変動への対応や情報開示が不十分とされるリスク	短期
物理的 リスク	■ 慢性的な気候変動が農業生産、食農関連サプライチェーン・J A 経営基盤等に影響を及ぼすリスク	短期～長期
	■ 異常気象によって深刻化する急性的な自然災害が、お客さまの事業活動や財務等に影響を与えることによる信用リスクの増大、当会資産の損傷に伴う事業継続への影響	
機会	■ 脱炭素社会の実現に向けた気候変動関連ビジネスの市場規模拡大に伴う取引機会の拡大	短期～長期
	■ 気候変動への対応による新たなファイナンス・コンサルティングの提供等、ビジネス機会の拡大	
	■ 環境負荷低減に適切に取り組み省エネルギー化が進むことによる、当会コストの減少	

移行リスク：気候変動の緩和と適応への取組進展に伴う政策、法規制、技術、市場などの変化の影響を受ける投融資先の信用リスクや
座礁資産化リスク

物理的リスク：気候変動に伴う自然災害や異常気象による当会および投融資先の資産に対する物理的な被害を通じて財務棄損が増大する
リスク

- 気候変動による当会への財務影響は、お客さまのリスクと機会が、貸出を通じて当会の機会とリスクにかかわるものと認識しています。そこで、お客さま自身に気候変動によるリスクと機会を理解いただき、お客さまに機会を拡大し、リスクを縮小いただけるよう対応することが地域経済の持続可能性を確保するためには重要と考えています。

炭素関連資産の状況（令和8年3月末）

当会貸出金残高に占める炭素関連資産の割合	5.3%
----------------------	------

※GICS(世界産業分類基準)における「エネルギー」等が対象。ただし、水道、独立発電事業者、再エネ事業者は除く。

- 当会では「サステナブル・ファイナンス方針」を定め、大量の温室効果ガス(GHG)の排出や、有害物質の放出等によって、気候変動や大気汚染等の環境に重大な影響を及ぼすことが想定される石炭火力発電事業等に対して、石炭火力発電所の新設を資金用途とする投融資は原則行わないこととしております。

3. リスク管理

- 当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクが中長期にわたり、当会及び当会取引先の事業活動に影響を与えることを認識しております。
- 環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業およびセクターへの投融資に関する取組方針として「[サステナブル・ファイナンス方針](#)」を制定し、気候変動に影響を与えるセクター（石炭火力発電等）に対するクレジットポリシーを定めております。

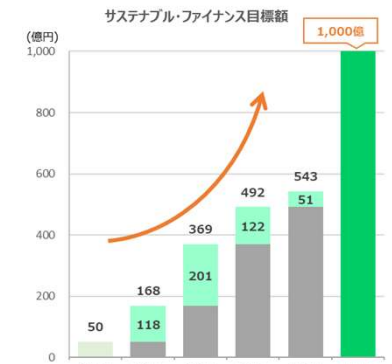
4. 指標と目標

サステナブル・ファイナンス

- 2030年度までにサステナブル・ファイナンスを累計で1,000億円実行する目標を設定しています。サステナブル・ファイナンスとは、持続可能な農業・地域社会の実現に向けたお取引先さまのESG（環境・社会・ガバナンス）、SDGs（持続可能な開発目標）等への取組みを支援する資金供給のことを指し、2025年度までに、543億円のサステナブル・ファイナンスを実行しています。（うち気候変動対応に資する投融資は470億円です。）

サステナブル・ファイナンス新規累計

1,000億円



温室効果ガス排出量（GHG）削減

- 温室効果ガス（GHG）排出量について、当会ではCO2排出量（Scope1およびScope2）を指標として設定し、農業・地域社会の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2030年度における温室効果ガス排出量（GHG）削減目標を「2013年度比50%の削減」と定めて環境負荷の低減に努めます。2025年度の温室効果ガス排出量は、800トン（2013年度比 ▲33%）となりました。
- ※GHG…GHGとは温室効果ガス、GreenhouseGasの略称。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）等が該当
- ※Scope1…ガソリンやガスの使用に伴う排出（燃料使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出）
- ※Scope2…電力の使用に伴う排出（電力使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出）

2030年度温室効果ガス排出量(GHG)削減(2013年度対比)

50%削減

